

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 3 月 31 日 (火曜日)

号 外 第 31 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○規則	
災害救助法施行細則の一部を改正する規則（くらし安全防災・危機管理防災課）	1
神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則（環境農政・水産課）	1
医療法施行細則の一部を改正する規則（健康医療・医療企画課）	2
競争入札の参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則（県土整備・建設業課）	3
神奈川県国家戦略特別区域限定保育士試験委員規則を廃止する規則（福祉子どもみらい・次世代育成課）	4
○告示	
災害救助法施行細則による救助の程度等の一部改正（くらし安全防災・危機管理防災課）	4

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第29号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和34年神奈川県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第 7 条第 5 項」の次に「及び第 8 条第 4 項」を加える。

第10号様式中「従事した」を「従事し、又は協力した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第30号

神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則

神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第38条第 1 項の表 1 の項を次のように改める。

1 あゆ	1 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 15 日（右欄(2)から(4)までに掲げる区域にあっては、11 月 1 日）から 11 月 30 日まで	(1) 海面及び内水面（(2)から(4)までに掲げる区域を除く。） (2) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工堰堤上流端の上流150メートルから次の基点 A 及び基点 B を結んだ直線までの間の
------	--	--

		相模川水系相模川の区域 基点 A 相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱の位置 基点 B 相模原市緑区川尻字久保沢1, 108番のハ地先に設置した標柱の位置 (3) 厚木市才戸地先才戸頭首工堰^{えん}堤上流端の上流20メートルから次の基点 C 及び基点 D を結んだ直線までの間の相模川水系中津川の区域 基点 C 愛甲郡愛川町半原字馬場4, 941番 2 に設置した標柱の位置 基点 D 愛甲郡愛川町半原字向原5, 459番 2 に設置した標柱の位置 (4) 足柄上郡松田町松田惣領地先十文字床止上流端から次の基点 E 及び基点 F を結んだ直線までの間の酒匂川水系酒匂川の区域 基点 E 足柄上郡山北町川西字平山地先神縄堰堤^{えん}右岸に設置した標柱の位置 基点 F 足柄上郡山北町神尾田字田入地先神縄堰堤^{えん}天端左岸下流端の位置
--	--	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第31号

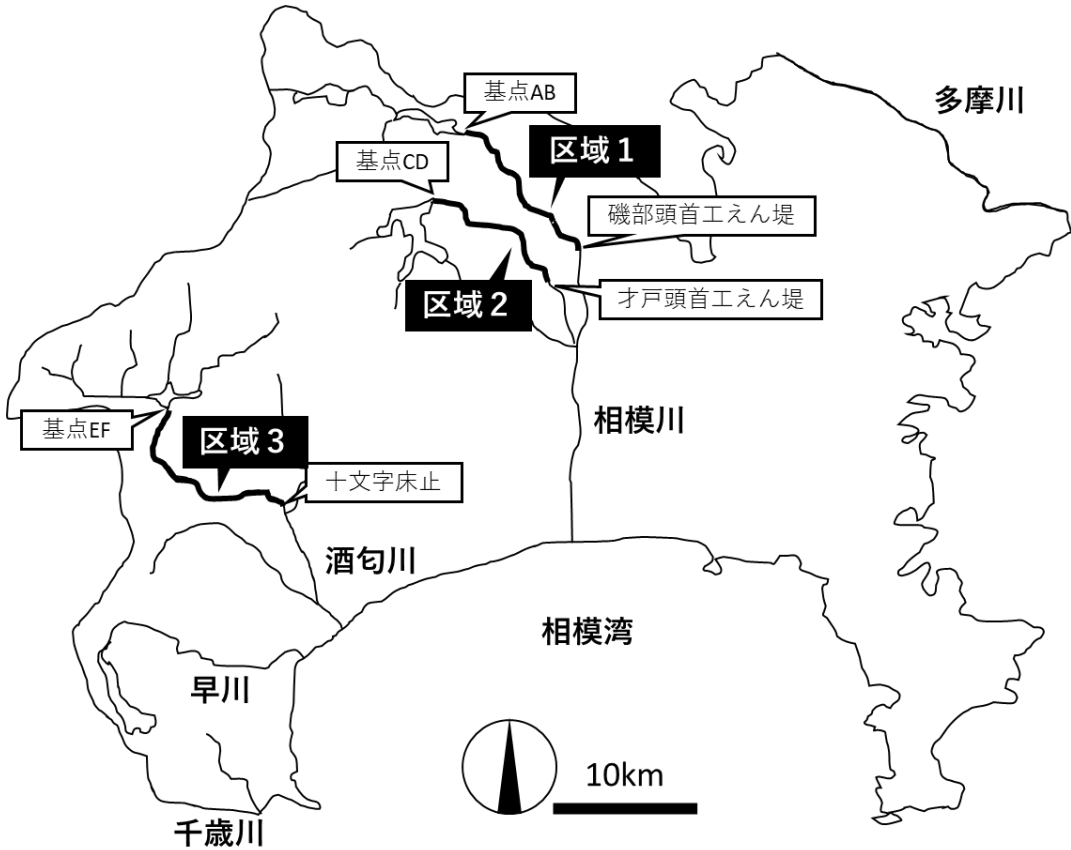
医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和25年神奈川県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同条第13号中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(15) 政令第 4 条第 4 項の規定により、法第 8 条第 2 項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。

第 1 条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第 9 号中「開設者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同号を同条第10号とし、同条第 8 号中「及び」を「、」に改め、「助産所」の次に「及びオンライン診療受診施設」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条中第 7 号を第 8 号とし、同条第 6 号中「及び助産所の廃止」を「、助産所及びオンライン診療受診施設の廃止」に改め、



区域 1：相模原市南区磯部地先磯部頭首工堰堤上流端の上流 150 メートルから次の基点 A 及び基点 B を結んだ直線までの間の相模川水系相模川の区域（基点 A：相模原市緑区小倉字宮原 388 番地先に設置した標柱の位置、基点 B：相模原市緑区川尻字久保沢 1,108 番のハ地先に設置した標柱の位置）

区域 2：厚木市才戸地先才戸頭首工堰堤上流端の上流 20 メートルから次の基点 C 及び基点 D を結んだ直線までの間の相模川水系中津川の区域（基点 C：愛甲郡愛川町半原字馬場 4,941 番 2 に設置した標柱の位置、基点 D：愛甲郡愛川町半原字向原 5,459 番 2 に設置した標柱の位置）

区域３：足柄上郡松田町松田惣領地先十文字床止上流端から次の基点 E 及び基点 F を結んだ直線までの間の酒匂川水系酒匂川の区域（基点 E：足柄上郡山北町川西字平地先神縄堰堤右岸に設置した標柱の位置、基点 F：足柄上郡山北町神尾田字田入地先神縄堰堤天端左岸下流端の位置）

図1 あゆの採捕禁止期間を短縮する区域

…採捕禁止期間

		1 月		2 月		3 月		4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月	
改正前	すべての区域																								
改正後	区域 1～3																								
	区域 1～3 以外																								

図2 改正前後におけるあゆの採捕禁止期間